

宇和島市 GIGA スクール端末等の売払・処分（単価契約）仕様書

1. 目的

GIGA スクール構想の下で整備された端末（以下、「GIGA スクール端末」という。）を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性は、国が示した「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）」でも明らかにされている。他方、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されていることから、それを適切に処分する必要性は極めて高い。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法（令和 5 年 10 月 26 日付「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

2. 受託条件

- ・ 受託者（以下、「乙」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第 10 条第 3 項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、愛媛県を含んでいるものに限る。）を受けていること。なお、端末を再使用する場合には認定計画において「再使用の許可」認定を受けていること。
- ・ GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、乙が 3. 業務内容に定める小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績（前年度の処分実績が本件処分台数を上回ることを十分に有していること）を十分に有していること。なお、入札時・契約時には前年度の処分実績を示す書類（法令に基づき提出している報告書）を提出すること。
- ・ GIGA スクール端末の所有権が宇和島市（以下、「甲」という。）に帰属している性質を踏まえ、乙は甲が進める環境政策において実績（小型家電リサイクル法に基づく処理実績）があることが望ましい。

3. 概要

- ・ 甲は GIGA スクール端末の残存価値を踏まえ有償で売払を行う。
- ・ 乙は、甲の義務教育学校で使用していた GIGA スクール端末等を回収し、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。）の広域認定制度によるもの。）において認定を受けた乙の再資源化事業計画に従い、回収した GIGA スクール端末等

を再使用・再資源化する。

- ・ 乙は、GIGA スクール端末に含まれるデータの消去を、9. 処分方法に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。データ消去作業の再委託は行わない。

4. 履行期間

契約の日の翌日から令和9年3月31日まで

5. 引渡し対象品

- ・ GIGA スクール端末 iPad 第7世代 LTE モデル 32GB
 - ※iPad 本体および付属品（充電器・充電ケーブル・キーボード・タッチペン）
 - ※甲の責において端末管理・セキュリティ等に関連したアクティベーションロック・MDM・Apple School Manager・SIM ロック等は全て解除済み
 - ※再使用が困難な故障品・破損品（例：液晶割れ・ボタン不良・カメラ不良・充電不良等）・水没品・汚損品（例：マジックで本体に落書き）は売払い対象外

6. 予定数量・引渡し場所等

別紙1に記載の内容による。

7. 引渡しの方法

- ・ 甲および乙は、対象品を引渡す日時・場所・品目・数量等について事前に協議を実施する。乙は内容に基づき、引渡しに必要な車両等を手配する。
- ・ 端末を回収するための梱包材は乙にて GIGA 端末専用の物を用意し、事前に学校ごとに配布を行う。
- ・ 梱包材の組み立て方法や回収する際に必要な情報が参照できるマニュアルを作成し、事前に教育委員会及び各学校の担当者に共有する。

8. 処分方法

乙は、引渡しを受けた対象品について、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- ・ 「小型家電リサイクル法」を遵守し、乙が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施する。
- ・ GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。

- ・ 処分（再使用・再資源化）にあたっては、甲が定める教育情報セキュリティポリシーに基づいたデータ消去を行うこと。具体的な方法として、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと。故障等により専用ソフトを利用した消去が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊（SSD・eMMC を使用している端末は2mm を目安に粉碎処理すること等）を行う等、当該データの重要性分類に応じた適切な消去方法を用いること。なお、HDD 用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるため、データ消去方法としては不適切である。
- ・ データ消去作業は ADEC（データ適正消去実行証明協議会）の消去プロセス認定を最高レーティングで受けた事業者で行うこと。また、データ消去方法・作業場所および作業を行う事業者を、事前に甲へ報告すること。
- ・ データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、甲が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を5年間保管し、甲の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- ・ 端末に入っている SIM カードについては全て乙が責任を持って抜き取り、処分を行うこと。
- ・ GIGA スクール端末を再使用する場合は、認定計画において「再使用の許可」を受けた方法で行うこと。また、甲が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

9. データ消去完了の確認

乙より提出を受けたデータ消去完了証明書で、各端末のデータ消去作業が完了した事を確認し、さらに引渡し品が再資源化された報告をもって履行されたものとみなす。

10. 協議事項

甲の担当職員との連絡を密にして作業に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に甲と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、甲の担当職員と協議しその指示に従うこと。

11. 留意事項

(1) 損害賠償

端末引渡し及び処分の実施に伴い第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て乙の責任において処理すること。

(2) その他

- ・ 乙は、契約時に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。
- ・ 本契約では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、乙は、作業の従事

者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。

- ・ 予定数量は変動する可能性がある。最終台数は甲乙協議の上で最終確定するものとする。
- ・ 乙は本契約の履行が困難となる事由が生じた場合は、作業を一時停止し、直ちに甲へ当該事由の内容及び甲が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。
- ・ 乙の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、甲は契約を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わない。

(別紙1) 予定数量・引渡し場所

学校名	住所	正常端末	故障端末	計
高光小学校	宇和島市高串2番耕地121-1	46台	0台	46台
明倫小学校	宇和島市文京町4番1号	411台	0台	411台
宇和津小学校	宇和島市妙典寺前乙640	169台	0台	169台
鶴島小学校	宇和島市文京町2番1号	214台	0台	214台
和霊小学校	宇和島市伊吹町甲111	306台	0台	306台
住吉小学校	宇和島市住吉町870-2	198台	0台	198台
天神小学校	宇和島市丸穂甲978番地	145台	0台	145台
番城小学校	宇和島市宮下甲201番地	293台	0台	293台
吉田小学校	宇和島市吉田町鶴間新200	291台	0台	291台
成妙小学校	宇和島市三間町成家759番地	42台	0台	42台
三間小学校	宇和島市三間町宮野下493	146台	0台	146台
二名小学校	宇和島市三間町大内64番地	46台	0台	46台
清満小学校	宇和島市津島町岩淵丙395	51台	0台	51台
御槇小学校	宇和島市津島町槇川1967	15台	0台	15台
岩松小学校	宇和島市津島町岩松甲503番地	113台	0台	113台
畑地小学校	宇和島市津島町上畑地甲80番地	32台	0台	32台
下灘小学校	宇和島市津島町鼠鳴135	52台	0台	52台
北灘小学校	宇和島市津島町北灘乙153	34台	0台	34台
遊子小学校	宇和島市遊子3624	28台	0台	28台
城南中学校	宇和島市文京町3番2号	321台	0台	321台
城北中学校	宇和島市和霊町1344番地1	281台	0台	281台
城東中学校	宇和島市新田町3丁目3番1号	433台	0台	433台
吉田中学校	宇和島市吉田町鶴間新200	154台	0台	154台
三間中学校	宇和島市三間町戸雁771番地	160台	0台	160台
津島中学校	宇和島市津島町高田丙355番地	179台	0台	179台
宇和島市教育委員会	宇和島市曙町1番地	10台	450台	460台
合計		4,170台	450台	4,620台

なお、予定数量と回収後の数量が異なる場合は、乙の拠点で確認できた実数を正として扱うものとする。